

沿岸漁業改善資金の基本的事項
(令和7年度末現在)

1 名称

沿岸漁業改善資金

2 造成額

区 分	造成額
貸付勘定	1,011,288,000円
業務勘定	5,530,127円
計	1,016,818,127円

うち国費相当額679,658,357円

3 制度の概要

沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の習得等に必要な資金を都道府県が無利子で貸し付ける制度です。

(1) 資金使途・貸付限度額・償還期間

	資 金 使 途	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
経営等改善資金	近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁労の安全の確保のための施設等の導入(経営等改善措置)に必要な資金	80～ 2,500万円	2～11年 (0～4年)
生活改善資金	漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入(生活改善措置)に必要な資金	10～150万円	2～8年 (なし)
青年漁業者等養成 確保資金	青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成(青年漁業者等養成確保措置)に必要な資金	100～ 5,000万円	5～11年 (1～3年)

(備考) 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている漁業者等が貸付けを受ける場合は、償還期間及び据置期間の上限がそれぞれ3年延長されます(R9.3.31貸付分まで)。

(2) 貸付対象者

ア 沿岸漁業の従事者

イ 沿岸漁業の従事者の組織する団体

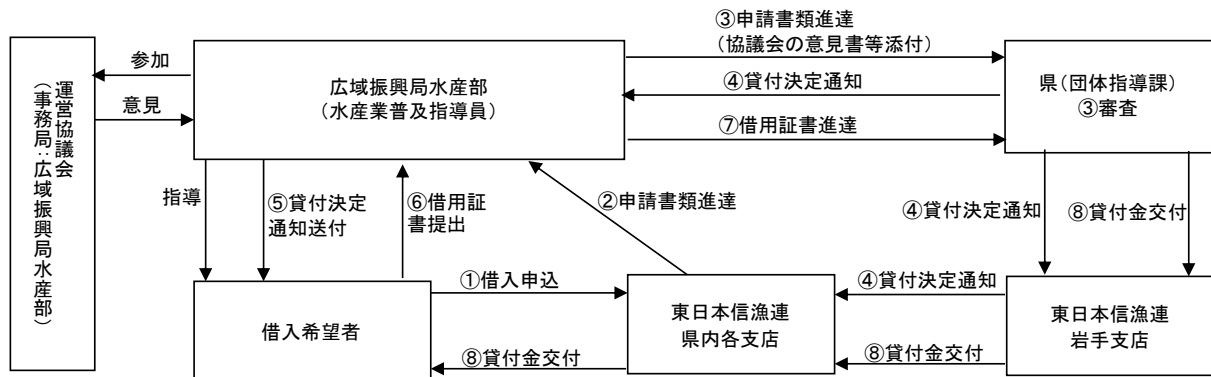
ウ 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下であるもの

エ 青年漁業者が中心となって漁業経営改善のための意欲的な取組を行う漁業者の組織する法人又は団体であって、漁業共同改善計画を策定して知事の認定を受けることその他の要件を満たすもの(中核的漁業者協業体)

4 申請方法

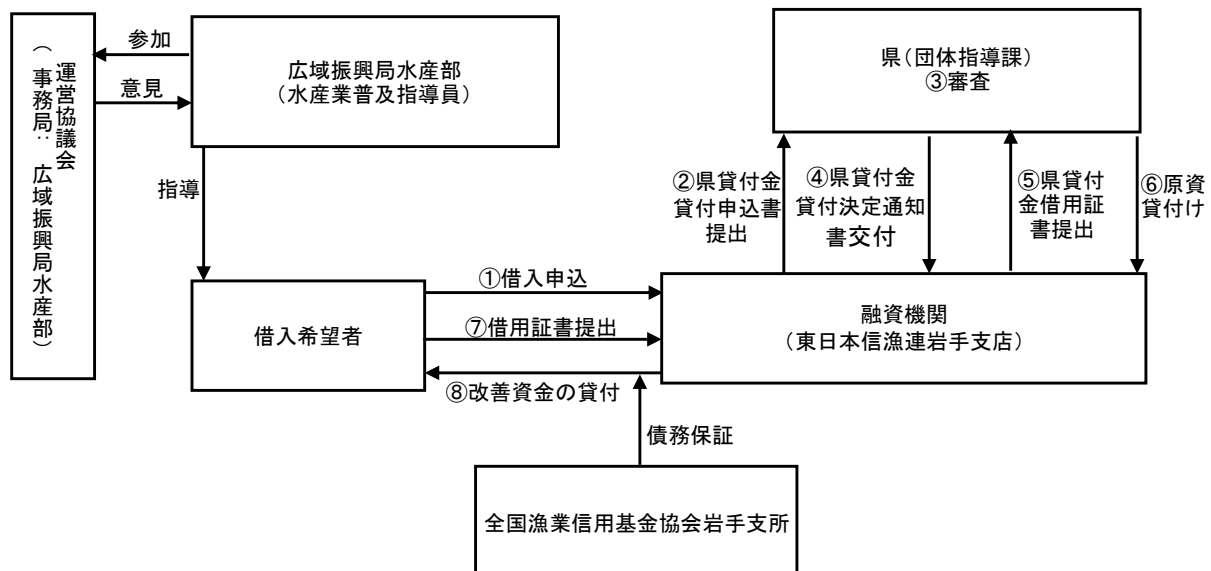
(1) 申請の流れ

ア 県からの貸付（直貸方式）



※ 連帯保証人が必要となります。 借入金額 200 万円未満：1 人以上
借入金額 200 万円以上：2 人以上

イ 融資機関からの貸付（転貸方式）



※ 貸付条件の詳細は、沿岸漁業改善資金貸付規則別表第 1、第 2 及び第 15 条から第 18 条までを参照願います。⇒ [沿岸漁業改善資金貸付規則へのリンク](#)

(2) 申請に当たっての留意事項

- ・ 事業の着工は、本資金の貸付けを受けた後でなければできません（やむを得ない場合は、県から貸付決定通知を受けた後）。
- ・ 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を県に無断で処分することはできません。
- ・ 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

(3) 取扱融資機関

東日本信用漁業協同組合連合会岩手支店

(4) 問い合わせ先

広域振興局水産部、水産振興センター、東日本信用漁業協同組合連合会岩手支店

5 申請期限

県への申請書提出期限	貸付決定日
4月20日	5月15日
6月20日	7月15日
10月20日	11月15日
1月20日	2月15日

6 審査基準

(1) 沿岸漁業改善資金助成法第8条の規定に該当するかどうか。

ア 経営等改善資金：経営等改善措置を実施することによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該経営等改善措置を実施することが必要であると認められるかどうか。

イ 生活改善資金：生活改善措置を実施することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活改善措置を実施することが必要であると認められるかどうか。

ウ 青年漁業者等養成確保資金：青年漁業者等養成確保措置を実施することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがあるかどうか。

(2) 貸付条件に適合しているかどうか。

(3) 償還計画が妥当かどうか。

7 審査体制

知事が、別に定めるところにより広域振興局が設置した沿岸漁業改善資金運営協議会の意見等を参酌し審査するものとする。